ハートフル

三木市子どもいじめ防止センターだより

～きこえる いっしょに考えよう～

26号

令和４年３月発行

「大人にできること」って何だろう…

いよいよ今年4月から、民法で定める**成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ**ます。しかし、「大人への仲間入り」と言っても、契約などの知識や経験はまだこれからなので、トラブルに巻き込まれないよう、**本人の自覚とまわりのサポート**が不可欠です。

ところで、大人には、子どもたちの安全・安心なくらしを守り、成長と自立を支えるという大事な役割があります。昨年、住民の方から当センターあてに学校外での**子どものいじめが疑われる事案の情報提供**が複数あり、すばやい対応ができました。このように保護者や地域の人々が、学校や関係機関に**報告・連絡・相談**することによって、子どもをいじめから救ったり、いじめを止めさせたりするきっかけとなることがあります。多くの大人が**注意深く見守り、手を差し伸べる**ことは、**いじめを許さないという大人のゆるぎない姿勢を行動で示す**ことになり、いじめの防止や抑止にもつながります。

右のような**「反いじめルール」を子どもと共有**し、学校・保護者・地域の大人たちが協力して**子どもたちをサポートする体制づくり**が一層求められています。

1 私たちは、他の人をいじめません。
2 私たちは、いじめられている人を助けます。
3 私たちは、一人ぼっちの人を仲間に入れます。
4 私たちは、もしも誰かがいじめられていれば、それを学校や家の大人に話します。

（「オルヴェウス・いじめ防止プログラム」より）

また、**いじめは、大人の世界でも起こっています**。厚生労働省の個別労働紛争に関する調査（令和2年度）によれば、「いじめ・嫌がらせ（ハラスメント）に関するもの」が9年連続で相談件数のトップとなっています。法律（※）により、今年4月から、**職場での「いじめ・嫌がらせ」を防止するための措置が中小企業でも義務付け**られます。**いじめを生まない職場づくり**のためには、一人一人の**確かな理解と協力**が欠かせません。

いじめはどんな集団や組織、共同体でもおこりうる**社会全体の問題**です。大人の言動や関わり方が子どものいじめを誘発することもあります。すべての**大人が、良きモデルとして子どもとの関わりを深める**とともに、身近なところから**よりよい人間関係を築いていく**ことが求められているのです。

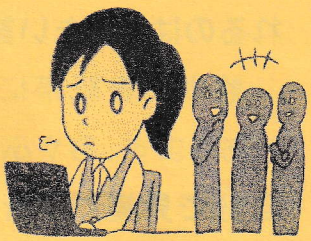

※「パワハラ防止法」（改正労働施策総合推進法のこと）パワーハラスメントを防止するための方針の明確化、啓発、相談窓口の設置、発生時の適切な対応等を企業に義務付けている。